

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の開催可否検討に係る考え方

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・
アイスホッケー競技会 青森県実行委員会

青森県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模災害等により次の状況が生じた場合、大会の開催可否について、(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、八戸市、実施中央競技団体の各競技会主催者間で協議を行う。

- 1 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令された場合
 - (1) 全国が緊急事態措置区域となった場合
 - (2) 青森県以外の都道府県が緊急事態措置区域となった場合
 - (3) 青森県が緊急事態措置区域若しくはまん延防止等重点措置区域となった場合
- 2 青森県独自の緊急事態宣言等の発令又はイベント開催自粛要請が行われた場合
- 3 青森県内の医療機関が新型コロナウイルス感染症患者の受入れ不可となる恐れがある場合
- 4 大会参加申込締切時点で、3分の2以上の都道府県において選手選考が困難な場合
- 5 大会参加申込み済み都道府県のうち、4分の1以上の都道府県の参集が困難な場合
- 6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模災害等により競技会場が使用できない場合のほか、競技運営に支障をきたす又はその可能性が想定される場合